

「青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金」のご案内

『ナラ枯れ』による、落枝や倒木などにより、人がケガをしたり、塀や家の屋根などを壊した場合は、所有者の責任となることがあります。

ナラ枯れによる危険木の伐採費用の一部を補助する本制度を活用いただき、ナラ枯れによる被害を早めに対応しましょう。

『青梅市ナラ枯れ危険木伐採費用補助金』

補助対象者

- ・青梅市内にナラ枯れによる危険木を所有している方
- ・危険木の伐採を業者に依頼しないと対応できない方
- ・今年度初めての申請で、この補助金で過去に伐採をしていない場所

補助対象経費

- ・人的被害の恐れのあるナラ枯れした樹木の伐採委託費用

補助金

- ・補助対象経費の2分の1以内、限度額20万円

補助金の申請

- ・裏面「補助金の手続きの仕方」をご覧ください。

『ナラ枯れ』

「カシノナガキクイムシ（写真参照）」により媒介するカビの一種であるナラ菌によって引き起こされる樹木が枯死することを言います。

おもに、ナラ類・シイ類・カシ類など、どんぐりがなる樹木が対象となります。



大きさ
約4~5ミリ
小さな虫です。



木にカシノナガキクイムシが入り、幹に1.5ミリくらいの穴が無数にあり、その穴から木くずがこぼれ落ちて、根元にたまります。（写真参照）

また、ナラ菌に感染した樹木は、水分を十分に供給することができず枯死し、葉が枯れるのも特徴です。

補助金の手続きの仕方

申請者		青 梅 市
事前相談	⇔	事前相談
↓		
業者へ見積依頼	←	
↓		
補助金交付申請	⇔	補助金交付申請書の審査
		↓
補助金交付決定通知書の受領	←	補助金交付決定通知の交付
↓		
実施業者と契約		
危険木の伐採		
実施報告書の提出	⇔	実施報告書の審査
		↓
補助金交付額確定通知書の受領	←	補助金交付額確定通知の交付
↓		
補助金交付請求書の提出	⇔	補助金支払手続き
		↓
補助金の受領	←	補助金の支払い

①対象となるナラ枯れかどうか、判断ができないときは、まずは担当課に事前にご相談ください。

②林業者または造園業者等から見積もりを取ってください。見積もりをどこに依頼したらよいか悩んだときは、本補助事業の推奨事業者にご連絡ください。

③補助金交付申請書（様式第1号）を市に提出してください。その時に、添付書類も一緒に忘れずに提出してください。

④市から補助金の交付決定通知が届いたら、見積もりをお願いした実施事業者と契約を行い、危険木の伐採を行ってください。

★危険木の伐採作業前と作業後の写真を必ず撮影しておいてください。補助金の交付を受けるために必要な実績報告書に添付する必要があります。

⑤作業が終了したら、実績報告書（様式第3号）を市に提出してください。その時に、添付書類も一緒に忘れずに提出してください。

⑥補助金の交付額確定通知が届いたら、同封の補助金交付請求書を市に提出してください。

⑦請求書に記載されている、申請者ご本人様の口座に補助金交付確定額を振り込みます。

問合せ

青梅市役所農林水産課林務水産係

0428-22-1111 内線 2348